

■ 委員長報告概要 ■

		令和 2 年 3 月定例会
		総務文教常任委員会
議 案 件 名	議案第 25 号 山陽小野田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
概 要	消防団員の処遇改善を図るため、団長、副団長、分団長、副分団長、部長の年報酬を各 1,500 円、班長、団員の年額報酬を各 2,000 円増額するもの	
論点又は質疑 によって明らか になった事項	* 変更金額については、近隣市とあわせた。 * 部長と班長の金額は、地方交付税の算定基準に基づいて同額とした。 * 定数は 485 名であるが、実員は 436 名で欠員が出ている。	
討 論	討論なし	
結 果	全員賛成で可決	

■ 委員長報告概要 ■

		令和 2 年 3 月定例会
		総務文教常任委員会
議 案 件 名	議案第 49 号 山陽小野田市報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定について	
概 要	行政委員会委員である監査委員、教育委員、農業委員等の報酬に対する 5%の減額措置を廃止するもの及び附属機関等委員の報酬の額を 4,000 円とするもの	
論点又は質疑 によって明らか になった事項	* 現在 2,000 円となっている報酬を近隣市の状況から 4,000 円とする。 * 施行日は 4 月 1 日である。 * 対象となる委員は、教育委員、農業委員、監査委員、固定資産評価委員、各附属機関として登録されている委員会である。	
討 論	討論なし	
結 果	全員賛成で可決	

■ 委員長報告概要 ■

		令和 2 年 3 月定例会
		総務文教常任委員会
議 案 件 名	議案第 22 号 山陽小野田市公平委員会設置条例を廃止する条例の制定について	
概 要	山陽小野田市公平委員会の事務を山口県市町公平委員会へ移行することに伴う山陽小野田市公平委員会の廃止及び所要の改正を行うもの	
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<p>* 公平委員会は、職員の給与、勤務時間その他勤務条件に関する職員からの措置の要求を審査、判定し、必要な措置を執ることや職員に対する不利益な処分についての職員からの不服申立てに対する裁決又は決定をしたり、職員からの苦情の処理をしたりする。</p> <p>* 市町総合事務局へ移行する理由は、①これまで 14 年間に審査等がないこと、②より高度な中立性と独立性が期待できること、③令和 2 年度から会計年度任用職員が導入され対象職員が増大すること、④職員からの申立て等が行われた場合、通常の監査業務と並行して審査等を行うことは難しいため。</p>	
討 論	討論なし	
結 果	全員賛成で可決	

議 案 件 名	議案第 23 号 山陽小野田市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について	
概 要	山陽小野田市公平委員会の事務を山口県市町公平委員会へ移行することに伴うもののほか、併せて臨時職員制度が会計年度任用職員制度に移行することに伴う所要の改正を行うもの	
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<p>* 公平委員会事務局の職員 1 名を監査委員事務局に加え 3 名とする。</p> <p>* 監査委員事務局の職員の人数は、変わらない。</p>	
討 論	討論なし	
結 果	全員賛成で可決	

議 案 件 名	議案第 24 号 山陽小野田市職員給与条例の一部を改正する条例の制定について
概 要	住居手当のうち、職員等が新築し、又は購入した住宅であって、新築又は購入した日から 5 年間を経過していないものに係る住居手当、月額 2,500 円の支給を廃止するもの
論点又は質疑 によって明らか になった事項	* 手当が支給されている者は、12 月現在で 25 名である。
討 論	討論なし
結 果	全員賛成で可決

議 案 件 名	議案第 39 号 山陽小野田市立小・中学校条例の一部を改正する条例の制定について
概 要	令和 2 年 4 月に埴生小学校と埴生中学校が、施設一体型の学校になることに伴い、埴生小学校と埴生中学校の所在地を変更するもの
論点又は質疑 によって明らか になった事項	* 埴生小学校と埴生中学校が供用する事務室、職員室や校長室がある新校舎が存在する「大字埴生 280 番地」に変更する。
討 論	移転そのものに問題があるが、本議案については単に番地の変更なので賛成する。
結 果	全員賛成で可決

議 案 件 名	議案第 40 号 山陽小野田市立幼稚園保育料徴収条例を廃止する条例の制定について
概 要	子ども・子育て支援法の改正に伴い、令和元年 10 月 1 日以降、3 歳から 5 歳の保育料が無償化されたことに伴い、条例を廃止するもの
論点又は質疑 によって明らか になった事項	* 施行日は公布の日からとし、条例の廃止に伴い施行規則も廃止する。 * 園児数は、令和元年度が 27 名、令和 2 年度は 22 名の予定である。
討 論	討論なし
結 果	全員賛成で可決

議 案 件 名	議案第 41 号 山陽小野田市公民館条例の一部を改正する条例の制定について
概 要	新たな公民館の建設による埴生公民館の移転に伴い、公民館の位置、使用区分及び使用料の改正を行うもの
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<ul style="list-style-type: none"> * 住所を現公民館の住所「山陽小野田市大字埴生 525 番地 1」から、新公民館の住所で主たる事務室があり建物の大半を占める「山陽小野田市大字埴生 275 番地」に変更する。 * 他の公民館の使用料の額を基に、新しい公民館の各部屋の面積に応じて使用料の額を設定している。 * 施行日は、令和 2 年 10 月に予定しているが、全ての工事が完了していないため、規則で定める。 * 今年の 9 月に引っ越し準備を行い、10 月中に供用開始する予定である。 * 複合施設とした場合のメリットは、社会教育法上の公民館の利用制限が解除され、専ら営利を目的とする事業、特定の政党の利害に関する事業等に利用できるが、誰でも利用できるため、学校と隣接という位置にあることによりデメリットにもなり得る。赤崎公民館との整合性を考慮して、複合施設ではなく公民館としたが、利用の拡大については、地元との協議が必要となる。
討 論	討論なし
結 果	全員賛成で可決

議 案 件 名	議案第 42 号 山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更について
概 要	山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、共同処理する事務の構成団体の変更、これに伴う規約の変更をするもの
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<ul style="list-style-type: none"> * 令和 2 年 4 月 1 日から公平委員会の設置及び公平委員会の権限に関する事務を共同処理する団体に、山陽小野田市を加える。 * 令和 2 年 4 月 1 日から会計年度任用職員制度の施行に伴い、規約中の文言を一部改正する。
討 論	討論なし
結 果	全員賛成で可決

議 案 件 名	議案第 48 号 山陽小野田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
概 要	特別職報酬等審議会の答申を受けて、5%の減額措置を廃止するもの
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<p>* 報酬審からは、これまでの減額措置についてはあくまで一時的なものであるべきだということで、今回の廃止という答申がされた。</p> <p>* 報酬審の答申を受け、減額措置については全て廃止し、改めて市長以下特別職 5 名については 10%の減額をしたいという意向が示された。</p> <p>* その意向は、景気の先行きも不透明な中、来年度予算編成において公債費の大幅な増加、社会保障関連経費が引き続き増加傾向にあるという実情があり、市長として第二次総合計画の前期の基本計画の集大成に向けて力強く取り組むためとのこと。</p> <p>* 市議会議員の 5%カットの影響額は共済を含めて 855 万 6,000 円である。</p> <p>* この議案を発送したのが、2 月 12 日で、報酬審の答申を尊重するというで発送したが、2 月以降の新型コロナウイルスの影響により、この 1 か月で状況は変わった。</p>
討 論	市民の今の状況を考えて、この時期に議員の報酬を戻すというのは大きな問題がある。また、執行部は同じような答申を受けながら、財政状況の厳しさを理由に引上げを行っておらず、議員だけ報酬の引上げをするべきではない。
結 果	可否同数で委員長裁決により否決

議 案 件 名	議案第 50 号 山陽小野田市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
概 要	職員の処分に伴い、市長及び副市長給料を 4 月から 6 月までの 3 か月間 20%減額するもの
論点又は質疑 によって明らか になった事項	* 特別職のカットの基準はなく、あくまでも自戒である。
討 論	討論なし
結 果	全員賛成で可決

■ 委員長報告概要 ■

		令和 2 年 3 月定例会
		民生福祉常任委員会
議 案 件 名	議案第 13 号 令和 2 年度山陽小野田市国民健康保険特別会計 予算について	
概 要	国保制度の県広域化後 3 年目の予算総額は、歳入歳出とも 74 億 6,461 万となり、前年当初予算に比べ 0.8%、6,235 万 4,000 円 の減額	
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<ul style="list-style-type: none"> * 令和元年度の一人当たりの医療費見込みは 41 万 7,875 円 * 事業費納付金は令和元年度に比べて 5,000 万円程度減少 * 来年度は市民病院が糖尿病性腎症重症化予防事業を受託 * 保険料の収納率は 92.7%を見込んでいる。滞納者に対しては 文書や電話による催告、保健師の同行訪問を実施 * 2 月末現在で短期被保険者証 366 件、資格証明書 32 件 <p style="margin-left: 20px;">【国民健康保険歯周病健診事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> * 満 30 歳以上の被保険者を対象に歯周病健診を行う。自己負担 金を無料にすることで受診を促進する * 年間 1,000 人を見込み、財源は基金繰入金を活用する <p style="margin-left: 20px;">【特定健診受診勧奨事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> * 過去の健診受診状況や年齢、健診結果値、問診票等のデータ をもとに A I を活用して分析することにより対象者を選定 * 対象者を行動タイプ別に分類して効果的な受診勧奨のメッセ ージを送付する 	
討 論	討論なし	
結 果	全員賛成で可決	

議 案 件 名	議案第 14 号 令和 2 年度山陽小野田市介護保険特別会計予算について
概 要	第 7 期事業計画期間の最終年度に当たる令和 2 年度の予算総額は、歳入歳出とも 66 億 8,265 万 8,000 円となり、前年度当初予算に比べ 2.8%、1 億 8,296 万 3,000 円の増額
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<ul style="list-style-type: none"> * 高齢化が進むことで利用者が増え、実際にサービスを利用する方も増えていることが増額の要因と見込んでいる * 介護認定審査会は年間 120 回、3,600 件程度の審査を予定 * 平成 30 年度から創設された介護医療院の利用者が想定より多かったことを踏まえ、介護サービス諸費を増額 * いきいき百歳体操の設置数は 80 か所（小野田 47、山陽 33） * 安心ナースホンの設置数は 343 台（1 月末現在） * 第 2 層協議体の設置は現在 5 地区 * 現年度と滞納繰越分を合わせた収納率は 81.98%（1 月末現在） * 電話や督促状で全く連絡がとれない場合でも、すぐに滞納処分を行わず、訪問などして必ず一度は会って話をしている <p>【高齢者福祉計画の策定及び進捗管理事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> * 要介護状態になる前の高齢者のリスクや社会参加状況を把握することで、地域の抱える課題を特定する * 3,000 件を無作為抽出して調査票を郵送する
討 論	討論なし
結 果	全員賛成で可決

議 案 件 名	議案第 15 号 令和 2 年度山陽小野田市後期高齢者医療特別会計予算について
概 要	予算総額は、歳入歳出とも 11 億 4,575 万 5,000 円となり、前年度当初予算に比べ 8.3%、8,790 万 1,000 円の増額
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<ul style="list-style-type: none"> * 所得割率は 10.48%、均等割額は 5 万 3,847 円（それぞれ対前年比 0.2%増、1,403 円増） * 3 月末時点の被保険者数は 1 万 771 人で年々増加傾向 * 現年度と滞納繰越分を合わせた収納率は 99.4%前後で推移
討 論	討論なし
結 果	全員賛成で可決

議 案 件 名	議案第 18 号 令和 2 年度山陽小野田市病院事業会計予算について
概 要	入院患者数を一日平均 180 人、外来患者数を一日平均 419 人とし、病院事業収益は 43 億 5,981 万円、病院事業費用は 46 億 1,778 万 3,000 円となり、この結果、税処理後の損益計算では 1 億 5,144 万円の単年度純損失となる
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<ul style="list-style-type: none"> * 令和 2 年度から地域包括ケア病棟（55 床）を導入 * 一般急性期 160 床が 1 日平均 136 人（稼働率 85%）、地域包括ケア病棟 55 床が 1 日平均 44 人（稼働率 80%）で計算 * 急性期 215 床だけと比較して 7,000 万円の収入増を想定 * 有料個室の利用率は約 85%（近隣病院に比較して高い） * 来年度より 89 名が会計年度任用職員に移行する * ジェネリックの比率は 18.2%（平成 30 年度末 9.5%） * 委託料が増えた理由は、医療情報システム更新に係る費用、医療機器の保守が増えたこと及び消費税の増税分である
討 論	討論なし
結 果	全員賛成で可決

議 案 件 名	議案第 26 号 山陽小野田市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例の制定について
概 要	埴生支所の移転に伴い、支所の位置の変更のほか、所要の改正を行うもの
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<ul style="list-style-type: none"> * 下福田、上福田を福田に改め、日化山開作社宅を削除する * 現時点ではそれぞれの施設の設置条例を変更する形をとる * 埴生複合施設設置条例の制定については公共施設の全体的な見直しの中で検討する
討 論	討論なし
結 果	全員賛成で可決

議 案 件 名	議案第 27 号 山陽小野田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
概 要	消費税が 10%に引き上げられたことに伴い、低所得者の保険料負担について更なる軽減を行うため、改正するもの
論点又は質疑 によって明らか になった事項	* 消費税率 8%時は第 1 段階だけを対象に軽減していた。昨年 10 月の消費税増税に伴い、第 1 段階、第 2 段階、第 3 段階の半年分の軽減を行った。今回の改正では 1 年分を軽減する * 対象者数は全体で 6,909 人を見込んでいる
討 論	討論なし
結 果	全員賛成で可決

議 案 件 名	議案第 28 号 山陽小野田市地域福祉基金条例を廃止する条例の制定について
概 要	基金の全額を対象事業に充当し終える見込みとなり、所期の目的を達成することとなったことから廃止するもの
論点又は質疑 によって明らか になった事項	* これまで老人保護措置や福祉タクシー券の事業に充当 * 両事業は今後も継続する
討 論	討論なし
結 果	全員賛成で可決

議 案 件 名	議案第 29 号 山陽小野田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
概 要	国の基準の一部が改正されたことに伴い、本市条例の引用部分についても同様の改正を行うもの
論点又は質疑 によって明らか になった事項	* 連携施設の確保義務の経過措置期間を 5 年間延長した * この改正によって市の予算措置に直接影響はない
討 論	討論なし
結 果	全員賛成で可決

議 案 件 名	議案第 30 号 山陽小野田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
概 要	国の基準の一部が改正されたことに伴い、本市条例の引用部分についても同様の改正を行うもの
論点又は質疑 によって明らか になった事項	* 連携施設の確保義務の経過措置期間を 5 年間延長した * 支給認定を教育・保育給付認定にするなど用語を改める
討 論	討論なし
結 果	全員賛成で可決

議 案 件 名	議案第 31 号 山陽小野田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
概 要	国の基準の一部が改正されたことに伴い、本市条例の引用部分についても同様の改正を行うもの
論点又は質疑 によって明らか になった事項	* 研修の受講期間を「事業に従事することとなった日から 3 年を経過する日まで」とする規定を設ける * 支援員や補助員として働いている人は 81 名、そのうち保育士などの資格があり、研修等を受けている人が 47 名
討 論	討論なし
結 果	全員賛成で可決

議 案 件 名	議案第 32 号 山陽小野田市児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定について
概 要	埴生小学校で実施している埴生児童クラブについて、新施設に移転して事業を行うための位置の変更
論点又は質疑 によって明らか になった事項	* 4 月から新施設が完成する 10 月頃までは小学校内の特別支援教室等を借りて児童クラブを実施する * 現在 30 名の定員だが、移転後は 40 名に変更する * グラウンド横の入り口に埴生児童クラブの表示をする
討 論	討論なし
結 果	全員賛成で可決

議 案 件 名	議案第 33 号 山陽小野田市児童発達支援事業所条例の一部を改正する条例の制定について
概 要	定員 20 人で事業を実施しているなるみ園について、利用人数の見込みを勘案し、定員を 10 人に変更するもの
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<ul style="list-style-type: none"> * 定員の 125% (3 か月平均) まで受入れ可能 * 令和 2 年度は 14 人となる見込みだが、並行通園の児童が 6 人程度いるため、実際は 125%を超えることはない * 令和元年に児童発達支援センターが開所したこともあり、今後は大幅な増加は見込めない
討 論	討論なし
結 果	全員賛成で可決

議 案 件 名	議案第 34 号 山陽小野田市次世代育成支援対策推進協議会条例を廃止する条例の制定について
概 要	担任する事務については、山陽小野田市子ども・子育て協議会において処理することから廃止するもの
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<ul style="list-style-type: none"> * 子ども・子育て支援事業計画と次世代育成支援対策行動計画を一体的に策定することで、市の子育て支援の基本方針や事業計画を総合的にかつ明確に定めることができた * 今後も両計画を一体的に策定することが適当と判断
討 論	討論なし
結 果	全員賛成で可決

議 案 件 名	議案第 35 号 山陽小野田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
概 要	国の施行令の一部が改正されることに伴い、保険料賦課限度額及び保険料軽減の対象世帯に係る所得判定基準を変更するもの
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<ul style="list-style-type: none"> * 中間所得層の負担を緩和するため、賦課限度額を合計 3 万円引き上げる (基礎賦課分 2 万円、介護納付金賦課分 1 万) * 消費者物価が上昇することが見込まれることを踏まえ、軽減判定所得の基準額を引き上げる
討 論	討論なし
結 果	全員賛成で可決

議 案 件 名	議案第 45 号 令和 2 年度山陽小野田市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 回）について
概 要	今回の補正は、委員報酬の改定に伴うもので、歳入歳出とも 4 万 8,000 円増額し、予算総額を 74 億 6,465 万 8,000 円とするもの
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<ul style="list-style-type: none"> * 国民健康保険運営協議会委員 12 名分の報酬を日額 2,000 円から 4,000 円に引き上げる（令和 2 年度は 2 回の開催予定） * 委員の中に医療関係者が数名いることを考慮して、木曜日の午後を開催することを念頭に入れている * ほかの委員にもできるだけ早く予定日を案内している
討 論	討論なし
結 果	全員賛成で可決

議 案 件 名	議案第 46 号 令和 2 年度山陽小野田市介護保険特別会計補正予算（第 1 回）について
概 要	今回の補正は、委員報酬の改定に伴うもので、歳入歳出とも 63 万 3,000 円を増額し、予算総額を 66 億 8,329 万 1,000 円とするもの
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<ul style="list-style-type: none"> * 介護認定審査会の委員報酬を日額 1 万 7,461 円から本来の額である日額 1 万 8,380 円とする * 介護給付適正化委員会の委員報酬を日額 2,000 円から 4,000 円とする * 地域包括支援センター運営協議会の委員報酬を日額 2,000 円から 4,000 円とする
討 論	討論なし
結 果	全員賛成で可決

■ 委員長報告概要 ■

		令和 2 年 3 月 定例会
		産業建設常任委員会
議 案 件 名	議案第 12 号 令和 2 年度山陽小野田市駐車場事業特別会計予算について	
概 要	<p>予算総額は歳入、歳出とも 4,104 万 5,000 円である。歳入については、令和元年度の収入見込額による増額と令和 2 年度に実施予定の駐車場整備工事の影響による減額を勘案し、1 款 1 項 1 目駐車場使用料を 1,870 万 4,000 円とするもの、令和元年度繰越見込額による 2 款 1 項 1 目繰越金 2,229 万 6,000 円などである。歳出については、1 款 1 項 1 目一般管理費 3,196 万 5,000 円で、主なものは、出入口 2 箇所のゲート及び精算機などの設備のリース契約に係る 14 節使用料及び賃借料 559 万 2,000 円、未舗装部分の整備事業に係る 15 節工事請負費 2,220 万円など、2 款 1 項 1 目予備費は 908 万円を計上している。</p>	
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<p>「清掃委託料、草刈等委託料の委託先は」との問いに「JR の関係会社である広島メンテテックで、随意契約である」との答弁。</p> <p>「ゲート管理システムリースの契約終了後の考えは」との問いに「再リースの契約を行う方向で協議をしているが金額は決定していない」との答弁。</p> <p>「駐車場の稼働率は」との問いに「整備済みの 190 台の枠に対しては約 80% で未舗装部分を加味すると 56% 程度になる」との答弁。</p> <p>「事故の届出はあるか」との問いに「過去にはバーの破損などの事例はあったが最近はない」との答弁。</p>	
討 論	討論なし	
結 果	全員賛成で可決	

議 案 件 名	議案第 16 号 令和 2 年度山陽小野田市地方卸売市場事業特別会計予算について	
概 要	<p>予算総額は歳入、歳出とも前年度比 80 万 4,000 円減の 1,034 万 5,000 円である。歳出の主なものは 1 款 1 項 1 目市場管理費 1,029 万 5,000 円で光熱費などの 11 節需用費 396 万 4,000 円、</p>	

	警備委託料などの13節委託料586万2,000円などである。歳入の主なものは1款1項1目市場使用料156万1,000円、2款1項1目一般会計繰入金698万6,000円、光熱水費負担金の4款1項1目1節雑入178万8,000円である。
論点又は質疑 によって明らか になった事項	「13節委託料の説明を」との問いに「管理委託料は市場に関する届出の管理等、警備委託料は市場の夜間の人的警備、設備保守委託料は電気の保安業務、草刈等委託料は場内の整備や出入口の道路法面等の草刈業務の委託料である」との答弁。 「附属営業店舗の状況は」との問いに「予算上は5社分を挙げており、現在は空きが1社分ある」との答弁。
討 論	討論なし
結 果	全員賛成で可決

議 案 件 名	議案第17号 令和2年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計予算について
概 要	歳入歳出予算総額はそれぞれ前年度比較で47.6%増の152億9,802万7,000円である。理由としては前年度比で通常開催日数が3日、ミッドナイトレース開催日数が25日増えたことである。歳入の主なものは1款1項2目勝車投票券発売収入148億7,281万7,000円、2項1目諸収入3億9,550万2,000円などである。歳出の主なものは基金積立金や人件費などを含む1款1項1目一般管理費1億9,280万4,000円、直接、競走事業に係る1款2項1目事業費38億8,717万2,000円、選手賞金の2目賞典費6億9,118万8,000円、3目勝車投票券払戻金102億8,467万8,000円などである。なお、日本写真判定(株)への包括的民間委託料は6億2,000万円、実質収支改善額は2億3,762万2,000円となる。
論点又は質疑 によって明らか になった事項	「コロナウイルスの対応策は何かあるか」との問いに「払戻しの時効期間を延ばす措置をとっている。観客を入れてのレースの再開については答えようがない」との答弁。 「債務解消額は」との問いに「9,671万3,000円である」との答弁。 「ミッドナイトレースの収支がゼロとなっているのはどういう

	<p>ことか」との問いに「照明設備の償還費用が含まれているため、償還が終われば約 1 億 1,000 万円程度の収益が出る見込みである」との答弁。</p> <p>「重勝式のギガの成立状況は」との問いに「成立には 4,096 口が必要だが 300 口前後の状況が多い」との答弁。</p> <p>「スタンド改修についての進捗状況は」との問いに「令和 2 年度中に詳細設計が完成予定で、解体は令和 3 年度になる」との答弁。</p> <p>「第 5 駐車場の地権者は何人で、賃料はいくらか」との問いに「地権者は 5 名で、賃料は約 330 万円である」との答弁。</p>
討 論	討論なし
結 果	全員賛成で可決

議 案 件 名	議案第 19 号 令和 2 年度山陽小野田市水道事業会計予算について
概 要	<p>有収水量は平成 30 年度決算実績の 96.8%を見込んでいる。収益的収支について、収入合計は前年度当初予算比較で 283 万 5,000 円増額の 15 億 5,240 万 6,000 円、支出合計は前年度比 6,483 万 8,000 円増額の 14 億 6,844 万 3,000 円を計上し、結果、単年度において税処理後 2,248 万 3,000 円の純利益が生じる編成となっている。資本的収支について、支出は簡易水道 2 事業を上水道に統合するための施設整備費が大きく増額されことから支出合計は前年度比較 1 億 5,526 万 6,000 円増の 10 億 7,941 万 3,000 円、収入は建設改良の財源として企業債 3 億 7,430 万円など前年度比較で 1 億 2,803 万 4,000 円増の 4 億 794 万 9,000 円となり、資金不足額 6 億 7,146 万 4,000 円は損益勘定留保資金だけでは足りないので積立金等を取り崩して対応する。期末の企業債残高は 48 億 8,603 万 1,000 円となり、年間給水収益の約 3.8 倍（同規模事業体では平均 3.1 倍程度）で非常に厳しい状況である。また、内部留保資金は 4 億 8,156 万 2,000 円となる。</p>
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<p>「職員の定数の基準は」との問いに「水道局で定員管理計画を作成しており、目標は 55 人であるが現状は 57 人である」との答弁。</p> <p>「水道料金値上げの考えは」との問いに「宇部市との広域化では</p>

	<p>料金を合わせることから約 8%増となるが、広域化に関わらず将来的には上げざるを得ない。全国的な水道事業会計の置かれている立場と認識している」との答弁。</p> <p>「委託料の水道施設耐震診断について説明を」との問いに「耐震診断する施設については主要な配水地と導水管の 2 種類があり、広域化に伴い施設の状態を確認したいため予算計上した」との答弁。</p> <p>「口座振替とコンビニ収納の割合と手数料は」との問いに「口座振替が 8 割、コンビニ収納が 2 割程度である。1 件当たりの手数料は口座振替が 10 円でコンビニ収納が 56 円であるため、口座振替を推奨している。コンビニ納付を始めて収納率アップにはなっている」との答弁。</p>
討 論	討論なし
結 果	全員賛成で可決

議 案 件 名	議案第 20 号 令和 2 年度山陽小野田市工業用水道事業会計予算について
概 要	<p>収益的収支について、収入では契約水量が日量 500 m³減となるため、収入合計は前年度比較で 550 万 8,000 円減の 2 億 8,973 万 5,000 円となり、支出では委託料・修繕料を大幅に増額したため、支出合計は前年度比較で 1,496 万 1,000 円増の 2 億 5,573 万 4,000 円となる。結果、税処理後の単年度損益で 3,215 万 1,000 円の純利益が生じる編成となる。資本的収支について、収入は病院会計からの貸付金償還金 6,600 万円のみであり、支出合計は建設改良費の増額に企業債償還金が加わり前年度比較で 2,635 万 3,000 円増の 5,230 万 4,000 円となる。資本的収支の差引不足額の処理は損益勘定留保資金と積立金を取り崩して補填する。期末の企業債残高は 1 億 1,658 万 2000 円、内部留保資金は 6 億 6,521 万 8,000 円である。</p>
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<p>「3 社から何らかの要望はあるか」との問いに「田辺三菱製薬工場（株）から日量 500 m³の減量の要望があった」との答弁。</p> <p>「受水費の増額理由は」との問いに「消費税の関係である」との答弁。</p>

	「水道施設耐震診断委託料は上水と工水で分けるのか」との問いに「上水道と工業用水道の共通の持ち物であることから基本的に按分して事業費に挙げている」との答弁。
討 論	討論なし
結 果	全員賛成で可決

議 案 件 名	議案第 21 号 令和 2 年度山陽小野田市下水道事業会計予算について
概 要	<p>業務予定量で水洗化戸数は 13,882 戸、年間総処理水量は 4,338,916 m³を見込み、建設改良事業については投資効果の高い大型団地への下水道整備を進めるとともに施設の長寿命化工事を行う。収益的収支について、収入総額は前年度比 5,176 万 3,000 円増の 18 億 8,326 万 6,000 円。支出総額は前年度比 4,204 万円増の 18 億 3,934 万 1,000 円である。結果、税処理後の損益計算では当年度純利益は発生しない。資本的収支について、収入は企業債や国庫補助金の減などがあり、前年度比 784 万 5,000 円減の 16 億 8,457 万 8,000 円であり、支出は建設改良費の減はあるものの企業債償還金の増などから前年度比 3,632 万 3,000 円増の 24 億 4,791 万 2,000 円を計上しており、結果、差引不足額 7 億 6,333 万 4,000 円は損益勘定留保資金等で補填するものとする。債務負担行為については令和 2 年度から 3 年度にかけて汚水処理施設整備構想及び全体計画見直し業務を行う予定である。</p>
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<p>「水洗化戸数はどれくらい増えるのか」との問いに「783 戸増加の予定で、主に共和台である」との答弁。</p> <p>「一般会計からの繰入れ状況は」との問いに「令和元年度に比べ約 1,000 万円減の 11 億 7,638 万円である」との答弁。</p> <p>「デザインマンホールを設置状況は」との問いに「カラーのデザイン蓋は中央図書館周辺、サンパーク周辺、厚狭駅の在来線口、新幹線口の 4 箇所に設置している。」との答弁。</p> <p>「耐震化の状況は」との問いに「管路については数年前から耐震化構造を含めて整備をしている。施設については国交省から基準が示されており下水道施設の建物のほとんどが適合しないことから平成 29 年度以降、耐震診断と耐震工事を行っており、今後</p>

	も計画を立て順次耐震化を図っていく予定である」との答弁。 「ストックマネジメント作成の進捗状況は」との問いに「今年度完成予定で、現在最終チェックをしている」との答弁。
討 論	討論なし
結 果	全員賛成で可決

議 案 件 名	議案第 36 号 山陽小野田市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について
概 要	今回の改正は、条例第 8 条第 3 項中にある 1 月（工作物の設置を目的とする占有にあつては 5 年）とあるのを 10 年に改めるものである。これは漁港漁場整備法の規定により農林水産省が漁港の維持管理に関し、模範となる運用指針を漁港管理者に示すために模範漁港管理規程例を定めている。この模範漁港管理規定例において占有期間が 10 年に改正されたことに伴い本条例を改正するものである。
論点又は質疑 によって明らか になった事項	「対象物件はどの位あるか」との問いに「1 年で大体 20 件くらいある」との答弁。 「期間の数字が変わった背景は」との問いに「漁港施設用地の有効活用のために設置が想定される簡易な建物の耐用年数がおおよそ 10 年程度であることや港湾、道路、河川など他の公物管理制度の運用においても占有期間を最長で 10 年としていることなどである」との答弁。
討 論	討論なし
結 果	全員賛成で可決

議 案 件 名	議案第 37 号 山陽小野田市地方卸売市場条例の制定について
概 要	今回の条例改正は平成 30 年 6 月 20 日に改正卸売市場法が公布され、今年 6 月 21 日に施行されることに伴い、市場開設者が定めている業務規定を法に沿った形に改正するもの。主な改正点は、卸売業者の許可、せり人の規定、卸売業者・仲卸業者に対する事業報告書の提出に関する事項の新設など、ほかにも所要の改正を行っている。

<p>論点又は質疑 によって明らか になった事項</p>	<p>「第 8 条の定義に附属営業人がないのはなぜか」との問いに「第 33 条で説明していると考える」との答弁。</p> <p>「知事の認可であったものが市長の認可になったという認識でよいか」との問いに「法改正により権限が市町村に移譲されたということである」との答弁。</p> <p>「第 52 条、58 条の支払いに関する事で「速やかに」とあるが、人によって受取り方が異なると思うが何日を想定しているか」との問いに「市場関係者には 7 営業日以内と周知している」との答弁。</p> <p>※第 8 条、第 52 条、第 58 条について、質疑の結果、修正案の提出があった。内容は第 8 条に附属営業人の定義を加えること、第 52 条、第 58 条中の「速やかに」を「7 営業日以内」に改めることである。</p>
<p>討 論</p>	<p>なし</p>
<p>結 果</p>	<p>修正案：全員賛成で可決 修正案を除く原案：全員賛成で可決</p>

<p>議 案 件 名</p>	<p>議案第 38 号 山陽小野田市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について</p>
<p>概 要</p>	<p>今回の改正は、現在有料公園施設として貸出し対象となっている有帆緑地管理棟会議室について貸出しを廃止し、有料公園施設から削除するものである。有帆緑地管理棟は平成 13 年 4 月に開設した施設で、会議室を有料公園施設として貸出していたが、平成 28 年の大雨により、床上浸水が発生し、使用できない状態となった。被災前 5 年間の会議室の使用実績は 1 団体が年 5 回程度使用しただけで、被災後 3 年以上が経過したが、復旧の要望も出しておらず、有帆緑地管理棟会議室の貸出しを廃止するため、都市公園条例の一部を改正するものである。</p>
<p>論点又は質疑 によって明らか になった事項</p>	<p>「床上浸水とはどういった状況だったのか」との問いに「管理事務所裏にすり鉢状の残土処分場があり、大雨によりその法面を伝って大量の雨が建物内に入ってきた」との答弁。</p> <p>「管理事務所の状況は」との問いに「現在、管理事務所は閉鎖している」との答弁。</p>

討 論	討論なし
結 果	全員賛成で可決

議 案 件 名	議案第 47 号 令和 2 年度山陽小野田市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第 1 回）について
概 要	今回の改正は、令和 2 年 2 月 17 日付で通知があった特別職報酬審議会の答申に基づき市場運営協議会委員の報酬額を改定するための改正である。歳出では 1 款 1 項 1 目市場管理費を 31 万 2,000 円増額し、歳入では歳出の増に伴い 2 款 1 項 1 目一般会計繰入金 31 万 2,000 円を増額するものである。
論点又は質疑 によって明らか になった事項	「日額 4,000 円になるということか」との問いに「現在の日額 2,000 円を日額 4,000 円にするもの」との答弁。
討 論	討論なし
結 果	全員賛成で可決

■委員長報告概要■

		令和2年3月定例会
		一般会計予算決算常任委員会
議案件名	議案第11号 令和2年度山陽小野田市一般会計予算について	
概要	令和2年度山陽小野田市一般会計予算は、歳入歳出とも296億5,100万円で、前年度当初予算に比べて2.0%、6億円の減額となる。財政力指数は3か年平均で0.614、実質公債費比率は8.5%を見込む。	
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<p>(主な質疑)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ハロウィンイベントの評価は」との質問に「委員会と執行部との評価に差異がある。決算委員会で議論をしたい」との答弁。 ・「成年後見制度の周知方法は」との質問に「協議会設置の中で学識経験者等を集め密な協議がされる」との答弁。 ・「スマイルエイジングパーク事業整備の中身は」との質問に「須恵・江汐公園の危険な箇所や老朽化した部分改修をする」との答弁。 	
討 論	反対討論あり	
結 果	賛成多数で可決	

		令和2年3月定例会
		一般会計予算決算常任委員会
議案件名	議案第44号 令和2年度山陽小野田市一般会計補正予算(第1回)について	
概要	今回の補正は、議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部改正及び報酬及び費用弁償支給条例の一部改正に基づく報酬等の改定、特別職給の減額、出合児童クラブ移転に伴うエアコン設置事業等の取り急ぎ措置すべき案件の補正であり、歳入歳出とも1,587万円を増額し、予算総額を296億6,687万円とするもの	
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<p>(主な質疑)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「48号議案が否決されたことにより、この44号議案になぜ修正案が出されなかったのか」との質問に「条例改正の48号と予算上の44号と関連性はあるものの、全会一致で修正案を出すまでにはならなかった」との答弁。 	
討 論	反対討論あり	
結 果	賛成多数で可決	

令和2年3月定例会

一般会計予算決算常任委員会

議案件名	議案第51号 令和元年度山陽小野田市一般会計補正予算(第8回)について
概要	今回の補正は、埴生地区複合施設整備事業について、入札の途中で設計図書において積算内容に不備があることが分かり、令和元年度中の入札執行ができなくなったため、令和元年度の事業費を減額し、債務負担行為を変更し、令和2年度の事業費を増額するものである。歳入歳出とも3,210万円を減額し、予算総額は317億6,314万2,000円とするもの
論点又は質疑によって明らかになった事項	(主な質疑) ・「複合施設事業における入札手続の不備とは」との質問に「外構工事の積算内容に不備があった」との答弁。
討論	賛成討論あり
結果	全員賛成で可決

令和2年3月定例会

一般会計予算決算常任委員会

議案件名	議案第52号 令和2年度山陽小野田市一般会計補正予算(第2回)について
概要	今回の補正は、議案第51号で報告した埴生地区複合施設整備事業に係るもので、歳入歳出とも3,210万円を増額し、予算総額は296億9,897万円とするもの
論点又は質疑によって明らかになった事項	質疑なし
討論	討論なし
結果	全員賛成で可決